

官報

号外 平成十二年三月九日

第百四十七回 衆議院會議録 第九号

平成十二年三月九日(木曜日)

議事日程 第七号

午後零時三十分開議

- 第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 明日香村における歴史的風土の保存

平成十二年三月九日 衆議院會議録第九号 恩給法等の一部を改正する法律案

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案

及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長植竹繁雄君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(植竹繁雄君登壇)

○植竹繁雄君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成十一年における公務員給与の改定及び消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を平成十二年四月分から〇・二五%引き上げるほか、遺族加算額等についても所要の改定を行おうとするものであります。

本案は、三月一日本委員会に付託され、昨八日統給務庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長松岡利勝君。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(松岡利勝君登壇)

○松岡利勝君 ただいま議題となりました大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が的確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、菜種の生産の状況にかんがみ、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の適用対象から菜種を除外する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三月七日玉沢農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨八日政府に対する質疑を行いました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

平成十二年三月九日 衆議院會議録第九号 恩給法等の一部を改正する法律案

平成十二年三月九日 衆議院會議録第九号

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三案 教育職員免許法

なお、本案に対し附帯決議が付きました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(内閣提出)

日程第六 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、日程第四、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案、日程第五、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第六、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長大口善徳君。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 たいま議題となりました四法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、明日香村における歴史的風土の保存を住民生活との調和を図りつつ行うための明日香村整備計画を平成二十二年以降についても策定し、同計画を円滑に推進するため、本年度末で期限切れとなる明日香村が行う事業に対する国の負担ま

たは補助の割合の特例措置を、引き続き平成二十一年度まで延長しようとするものであります。

次に、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、内閣総理大臣は、新たに平成二十二年を初年度とする国土調査事業十一年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬ

こととするものであります。

次に、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資

するため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、六カ年延長しようとするものであります。

最後に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、特定市街化区域農地の所有者が市に対して土地区画整理事業の施行の要請をすることができ

る期限及び特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して賃貸住宅または分譲住宅を建設する場合等における住宅金融公庫の貸し付けの特例を適用する期限を、平成十八年三月三十一日まで延長する等の改正を行おうとするものであります。

四法律案は、去る二月二十三日日本委員会に付託され、翌二十四日、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は青木内閣官房長官から、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案は中山国土庁長官から、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は中山建設大臣から、それぞれ提案理由の説明を聴取し、三月八日に質疑を行い、同日採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、各法律案にはそれぞれ附帯決議が付きました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 四案を一括して採決いたします。

四案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、四案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、教育職員免許法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部大臣中曾根弘文君。

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) 教育職員免許法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十五年から高等学校の教育課程に新設される教科「情報」及び「福祉」を担任する教員の養成確保を図るなど、高等学校等の新しい教育課程への対応を図る必要があります。

また、社会人の有する専門的な知識、技能を広く学校教育に生かすため、学校教育への社会人の活用を促進するとともに、社会人から教員となつた者の資質能力の向上を図ることが重要であります。

さらに、教員の資質能力の向上を図るため、教員が大学等において所定の単位を修得することにより上位の免許状を取得できる制度の改善を図る必要があります。

今回御審議をお願いする教育職員免許法等の一部を改正する法律案は、以上の観点から、教員免許制度の改善を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の教員の免許状に係る教科として「情報」、「情報実習」、「福祉」及び「福祉実習」を新設することであり

ます。

二

あわせて、必要な教員を確保するため、「工業」または「看護」等の教員の免許状を有する者で所定の講習を修了したものに、「情報」または「福祉」の免許状を授与することができる」とするものがあります。

第二は、専門的な知識または技能を有している社会人に免許状を授与する特別免許状制度について、所定の在職年数と単位の修得をすることにより普通免許状を取得できる制度を設けるものがあります。

第三は、専修免許状の質及び水準を確保し、教員の資質能力の維持向上を図るため、一種免許状を有する教員が専修免許状を取得する際に修得することが必要な単位数が在職年数に応じて削減する措置を廃止するものがあります。

第四は、平成十二年から、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程における「養護訓練」を「自立活動」に改めることに伴い、盲学校、聾学校または養護学校の「自立活動」の免許状を有する者が引き続き他の学校において「自立活動」の教授を担任できるように、「養護訓練」を「自立活動」に改めるものであります。

最後に、この法律は平成十二年七月一日から施行することとし、ただし、「養護訓練」から「自立活動」への改正については同年四月一日から施行することとするものであります。

以上が、法律案の趣旨でございます。(拍手)

教育職員免許法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)の趣旨説明に対する質疑 ○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。田中甲君。

(田中甲君登壇) ○田中甲君 私、教育職員免許法等の一部を改正する法律案並びに関連する文教施策について、民主党を代表して質問をさせていただきます。

本案は、情報通信革命や高齢社会の急速な進展といった社会情勢の変化を反映した改正案であり、民主党としても、反対するものではありません。

しかしながら、社会情勢の変化を教育が後追いをしている感が否めないところがあります。むしろ、積極的に社会情勢を先取りした二十一世紀に向けての教育制度づくりにこたえる姿が、本来求められているのではないのでしょうか。

今回は、こういう観点も含めて、何点が質問をさせていただきたいと思っております。まずは、改正案四条、「情報」の教員免許状科新設についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

これは、IT革命を反映したカリキュラムの新設に伴う改革の一環であり、高校生にコンピュータ技術や習得させ、インターネットを通じて国際社会に入っていく人材を育成するものであり、教育立国実現のための施策として積極的に推進していく立場から、我が党も、必要なものと受けとめています。

しかしながら、この情報通信革命には負の部分があることも認識が必要とされています。ネットの上のおふれる情報の中には、例えば麻薬を販売するサイトや無機的に暴力シーンを垂れ流しにするものなど、これら青少年に多大な悪影響を与えるホームページも含まれ、はんらんする情報の中で自分を見失っていく若者が、仮想社会の中から犯罪へと駆り立てられ、現実社会の常識から逸脱していく姿には、強い警告がされなければなりません。

「情報」の教員免許状科の新設に当たっては、単に情報技術の教育であってはならず、青少年が、はんらんする情報の選択能力を持てることが重要と考えます。情報化社会においてこそ自立をキーワードにした教育が求められているのではないのでしょうか。

この点について文部大臣の御所見をいただきたいと思っております。また、教育現場からは、「情報」科目新設により、コンピュターやインターネットの接続により発生する料金や、予算面で学校に及ぼす影響について懸念する声も寄せられております。具体的な措置が望まれていますので、この点もあわせて文部大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

次に、本案の免許状科「福祉」の新設に関連してお尋ねをさせていただきます。

高齢社会における福祉科の必要性は論をまたないところでありますが、しかし、それ以上に今問題にしなければいけないのは、現在の日本において命というものが余りにも軽く扱われているということではないのでしょうか。

崩壊する家庭や社会の中で、自分の役割を見失った中高年層がみずからの命を絶つ悲劇が不況の中相次ぎ、自殺者が年に三万二千人を超え、交通事故で亡くなる方の実に三倍となっております。青少年が自分より小さい者、弱い者を殺害する事件が相次いでいます。

また、動物の命を粗末にする人が絶えず、その結果として、猫が三千万匹、犬においては四十万匹が毎年人の手によって殺されています。二十世紀の平和の家徳とされるマハトマ・ガンジーは、国家の偉大さや道徳的水準は、その国の動物たちがどのように扱われているかによって判断できると言いました。

命が大事にされていない日本の現状について、また教育の場では命の大切さを子供たちに教え、自分と同じように人の命を大切にすることを、ぐんぐんていくか、文部大臣の御所見をいただきたいと思っております。

さらに近年、我が国においては、親から子供に対する暴力行為により、深い傷を受け、場合によっては、幼い命を奪われる事件が激増しています。

名古屋にあるCAPNAというNGO団体は、平成十年度に、虐待によって百三十一人の子供の命が失われたとの報告をしています。こうした事態を一刻も放置できないことと考え、現行法令においては児童虐待の定義すらない、その状態を回避していかねばなりません。

また、虐待の国民的関心の高まりを受けて、相談件数が年間六千九百三十二件、最近八年間で六倍にも増加しており、児童相談所からは、現状では対応し切れないという声が届いています。

さらに、虐待の最終的な解決につながる、子供や親に対するカウンセリング、心のケアというのが十分にされているとは思えません。今こそ、現行法制度を整備し、施策を充実させることが必要とされています。

政治とは、突き詰めるならば、命を守ること、二十一世紀に向けて、日本は命を最もとうとぶ国、尊命国家を目指すべきであります。我が党も、国政において、子供の虐待の問題を初め命にかかわる取り組みを行ってまいりますが、今後、政府としてこの命の問題にどう取り組んでいかれるのか、児童福祉法の改正も含め、厚生大臣の答弁を求めたいと思っております。

本案においては、「福祉」科目の新設、実施に当たっても、高齢者や身障者に限らず、この児童虐待の問題を考え防止する姿勢を教える能力を学校の先生が身につけ、カリキュラムにおいても盛り込まれることを望むものであります。文部大臣は、この点、どのようにお考えでありませうか。御所見を賜りたいと思っております。

今世紀は、戦争により、アジア一帯において多くの命が失われ、我が国においても例外でなく、戦争に参加し、とうとう命が失われました。しかし、我が国では、戦後五十有余年が経過した現在もなお、この問題の取り上げ方が教育現場に戸惑いを与えてきたことは否めない事実であります。

ドイツのワイツゼッカー元大統領は、演説の中で、過去に目を閉ざす者は、結局現在にも盲目に

三

なる」と語り、ドイツは、戦後一貫して歴史的事実の究明を進め、近隣諸国からの信頼を得て、ヨーロッパ統合の牽引役を務める国になりました。

二十一世紀には、西にドイツあり、東に日本ありと言われるように、アジアの諸国から信頼され、東アジアの平和と繁栄を生み出していくという日本の姿と、その役割をつくり出していかねばなりません。

すなわち、この前提として、我が国が自発的に歴史的事実の究明を行い、二十一世紀を担っていく次世代に、「真理が我々を自由にする」という信念のもと、学校教育の現場でも正確に事実を伝えていく必要があると考えますが、文部大臣はどのようにお考えになられるでしょうか。御答弁をいただきたいと思ひます。

最後に、別表第三関係、特別免許状制度の改善に関して、若者の政治参加についてお尋ねをさせていただきます。

昨今の我が国の投票率の低下の問題は、民主主義の根幹にもかかわるものであり、特に二十代前半の若者の投票率は、国政選挙において三割を切る危機的状況に陥っています。

幕末は若い志士たちが明治維新をなし遂げ、戦後も若い力によって、日本は奇跡的な復興を果たしました。

終戦直後の第八十九回帝國議會において、堀切善次郎内務大臣は、「清新發刺、純真熱烈ナル青年有権者ノ選挙ヘノ参加ニ依リマシテ、選挙界ノ固著セル幣寶ヲ一新シ、之ニ新日本建設ノ新シキ政治力ヲ形成スル重要ナル要素ヲ加ヘルコトニ相成ルモノト信ジテ居ル次第アリマス」と高らかに演説し、若い人の力の必要性を説いたのであります。

幕末、終戦後に続く、第三の变革期と言われている今、我が国も、選挙権年齢を十八歳に引き下げ、あわせて、民主主義の小学校と言われる地方議会への立候補権も与えることが、議会の活性化に資することと提案をいたします。

海外に目を向けると、百五十六カ国が選挙権年齢を十八歳としており、また、その多くの国が、地方議会選挙に立候補できる被選挙権年齢も同じく十八歳以上としています。

日本の教育現場では、政治制度や仕組みの教育に重点が置かれ、政党政治にはあえて触れず、弁論を競うということは、ほとんど行われていません。

アメリカでは、小学校のうちからクラスを民主党と共和党に分け、それぞれの政策、主張をディベートで闘わせる授業が行われています。子供は、十二歳から十三歳まででほぼ成人と同程度の政治意識を形成していると言われております。

弁論を競うことは、古代ギリシャから始まる民主主義の基本であり、言葉に出し主張し合うことで筋道立てた考え方が身につく、自己の確立と他者との相違の必然性を知ることができるのであります。

成熟しない我が国の民主主義は、このように小学校で公民教育改革を行うことから考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。

本案では、わずか四十二人とどまっている社会人の教員免許取得を促進させることも内容としており、今後は生きてきた政治教育ができる人材の登用もあわせて検討すべきだと考えますが、この点についても文部大臣の御所見を求め、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣中曾根弘文君登壇)

○國務大臣(中曾根弘文君) 田中甲議員にお答えをいたします。

まず最初に、青少年の情報選択能力についてのお尋ねでありますけれども、情報化の中で、子供たちが主体的に必要な情報を取捨選択し、みずから情報を発信することができる能力を身につけることは極めて重要であると考えます。

このため、新しい学習指導要領では、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成することを重視するとともに、中学校の技術・家庭科や

高等学校に新たに設けた情報科において、過剰な情報量への対応など情報化が及ぼす影響についての指導を充実し、情報社会に主体的、自立的に対応できる資質や能力の育成を図ることとしております。

次に、コンピューターの設置やインターネット接続についてのお尋ねでございますけれども、学校のコンピューターについては、平成十二年度から平成十七年度までに、新たな整備方針により、コンピューター教室に児童生徒一人当たり一台を整備するとともに、各学校の普通教室に二台ずつの整備を進めていくこととしております。また、インターネット接続につきましては、平成十三年度までに、すべての公立学校がインターネットに接続し教育活動に活用できるよう、計画的な整備を推進しているところでございます。

次に、命を大切にすること教育についてのお尋ねでございますけれども、自殺の増加や、小さな子供や弱いものなどの生命が失われる事件が相次いでいることなどには、私としても心を痛めているところでございます。

学校では、道徳教育の基本的な目標として、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を、学校教育活動全体を通じて、家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすよう指導をしております。また、国語、理科、生活科などのさまざまな学習を通じて、命の大切さや生き物を愛護する態度や思いやりの精神などを身につけさせるよう指導することとしております。

今後とも、学校教育活動全体を通じて、命を大切にすること教育について私としても全力を挙げて取り組んでまいりたいと思ひます。

次に、児童虐待の問題を防止する姿勢を教える能力を教員が身につけ、カリキュラムにも盛り込むべきことのお尋ねでございますけれども、新設いたします教科「福祉」では、児童福祉についても取り上げることとしており、その中で児童虐待の問題についても取り上げることになるものと考えております。

また、「福祉」の教員免許状を取得するための必修科目の具体的な内容については、本法律案の成立後に、学習指導要領の内容に照らし、適切な科目を設定することとしており、御指摘の点につきましては、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、適切に対応してまいり所存でございます。

次に、歴史教育についてのお尋ねでございますけれども、学校における歴史教育は、児童生徒が我が国の歴史に対する理解と愛情を深め、国際社会に生きる民主的、平和的な国家社会の形成者として必要な資質を身につけることを目指して行われているところであります。

我が国と近隣アジア諸国との間の歴史につきましても、歴史研究における学問的な研究成果を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて事実を正確に伝えていくことが重要であります。文部省といったしましては、今後とも、国際理解と国際協調の精神を身につけ国際社会に活躍できる日本人を育成する観点から歴史教育を推進してまいります。

次に、生きた政治教育が得られる人材の登用に際してお尋ねでございますけれども、児童生徒が政治に関心を持ち、民主社会の一員としてふさわしい知識や判断力を身につけるよう指導を、さまざまな課題について自分なりの考えを持ち、これを論理的に表現したり、根拠を明らかにして効果的な論理を展開したりする能力は、これから大切な資質の一つであると考えております。

こうした指導の充実のため、特別免許状制度等により、教育の政治的中立性に留意しつつ、生きた政治教育が得られる社会人を学校現場に登用していくことも大切であると考えております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣丹羽雄哉君登壇)

○國務大臣(丹羽雄哉君) 私に対しましては、児童福祉法の改正を含めまして児童虐待への対応についてのお尋ねでございますが、まず、児童虐待の問題は、これまでどちらかというと家庭内の問題としてその対応がとられがちでございました

が、私自身、子供の人權、尊厳にかかわる重要な問題であると認識しており、社会全体で取り組まなければならない、このように考えているような次第でございます。

そこで、厚生省といたしましては、児童虐待の発生防止や早期発見、早期対応に向けて、児童虐待の実態把握やその原因の分析、さらに速やかな通告の促進、そして児童相談所の体制の強化や関係機関との連携の強化など、引き続きあらゆる取り組みを強化してまいります。

こうした取り組みの中で、法的整備の問題につきましては、家庭内に行政が介入すべきかどうかなどの問題もございしますが、児童の虐待防止を効果的に進めていくためには何が必要であるかという観点から、その必要性についてもこれから検討を進めてまいりたい、このように考えているような次第でございます。

以上でございます。(拍手)
○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時八分散会

出席国務大臣

- 文部大臣 中曾根弘文君
- 厚生大臣 丹羽 雄哉君
- 農林水産大臣 玉沢徳一郎君
- 建設大臣 中山 正暉君
- 国務大臣 青木 幹雄君
- 国務大臣 統 訓弘君
- 文部政務次官 河村 建夫君

出席政務次官

- 文部政務次官 河村 建夫君

○議長の報告

(報告書受領)

一、昨八日、内閣から次の報告書を受領した。第百四十五回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(議席変更)
一、昨八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

- 二五三 麻生 太郎君
- 二六一 虎島 和夫君
- 二六三 甘利 明君
- 二六五 白川 勝彦君
- 二二六 森山 眞弓君
- 三二七 龜井 久興君
- 四〇七 伊吹 文明君
- 四〇八 自見庄三郎君
- 四二一 町村 信孝君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 農林水産委員
木部 佳昭君 補欠 大石 秀政君
- 運輸委員
大石 秀政君 補欠 木部 佳昭君

辞任

補欠

- 奥田 建君 補欠 桑原 豊君
- 今田 保典君 補欠 島津 尚純君
- 桑原 豊君 補欠 奥田 建君
- 島津 尚純君 補欠 今田 保典君

議院運営委員

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 江崎 鐵磨君 補欠 西田 猛君
- 西田 猛君 補欠 江崎 鐵磨君

内閣委員

辞任

- 堀内 光雄君 補欠 小林 多門君
- 武藤 嘉文君 補欠 田中 和徳君
- 小林 多門君 補欠 堀内 光雄君
- 田中 和徳君 補欠 武藤 嘉文君

地方行政委員

辞任

- 桑原 豊君 補欠 坂上 富男君
- 坂上 富男君 補欠 桑原 豊君

大蔵委員

辞任

- 岩國 哲人君 補欠 藤村 修君
- 谷口 隆義君 補欠 旭道山和泰君
- 若松 謙維君 補欠 佐藤 茂樹君
- 藤村 修君 補欠 岩國 哲人君
- 旭道山和泰君 補欠 谷口 隆義君
- 佐藤 茂樹君 補欠 若松 謙維君

文教委員

辞任

- 岩下 栄一君 補欠 宮島 大典君
- 柳沢 伯夫君 補欠 望月 義夫君
- 宮島 大典君 補欠 岩下 栄一君
- 望月 義夫君 補欠 柳沢 伯夫君

農林水産委員

辞任

- 麻生 太郎君 補欠 松本 純君
- 稲葉 大和君 補欠 栗原 裕康君
- 河井 克行君 補欠 山口 泰明君
- 木部 佳昭君 補欠 吉田六左門君
- 熊谷 市雄君 補欠 中野 正志君
- 石橋 大吉君 補欠 岩田 順介君
- 木幡 弘道君 補欠 石井 紘基君
- 長内 順一君 補欠 丸谷 佳織君
- 山口 泰明君 補欠 大石 秀政君
- 中野 正志君 補欠 熊谷 市雄君
- 大石 秀政君 補欠 河井 克行君
- 栗原 裕康君 補欠 稲葉 大和君

通信委員

辞任

- 石崎 岳君 補欠 飯島 忠義君
- 中田 宏君 補欠 藤村 修君
- 飯島 忠義君 補欠 石崎 岳君
- 藤村 修君 補欠 中田 宏君

建設委員

辞任

- 小林 多門君 補欠 岩永 峯一君
- 野田 聖子君 補欠 金田 英行君
- 岩永 峯一君 補欠 小林 多門君
- 金田 英行君 補欠 野田 聖子君

国家基本政策委員

辞任

- 龜井 静香君 補欠 吉田六左門君
- 堀内 光雄君 補欠 村田 吉隆君
- 村田 吉隆君 補欠 堀内 光雄君
- 吉田六左門君 補欠 龜井 静香君

(議案提出)

一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

- 消費者契約法案
- 保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

- 高年齢者、障害者等の移動の自由を確保するための法律案(玉置一弥君外一名提出)

平成十二年三月九日 衆議院會議録第九号 議長の報告 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

関税込率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

以上二件 大蔵委員会 付託

一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、内閣委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、調査の目的

三、調査の方法

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆

議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十二年三月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

内閣委員長 植竹 繁雄

(質問書提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

バイオ施設の安全性に関する質問主意書(辻元清美君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る七日、内閣から、衆議院議員前原誠司君提出川辺川ダム建設事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十二年三月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出「定期借家権」による混乱と危険性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十二年四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

恩給法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年二月七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、七〇九、〇〇〇円を〇〇〇円を、四、七六九、〇〇〇円に、三、九一七、〇〇〇円を、三、九二七、〇〇〇円に、

三、一〇〇、〇〇〇円を三、一〇八、〇〇〇円に、一、五〇八、〇〇〇円を二、五一四、〇〇〇円に、一、〇二八、〇〇〇円を一、〇三三、〇〇〇円に改める。

別表第三号表中「六、〇七三、〇〇〇円を六、〇八八、〇〇〇円に、五、〇三七、〇〇〇円を五、〇五〇、〇〇〇円に、四、三二一、〇〇〇円を四、三三三、〇〇〇円に、三、五五〇、〇〇〇円を三、五五九、〇〇〇円に、一、八四八、〇〇〇円を一、八五五、〇〇〇円に改める。

別表第四号表中「五、三六〇、八〇〇円を五、三七四、二〇〇円に、四、九五二、二〇〇円を四、九六四、六〇〇円に、四、七四六、一〇〇円を四、七五八、〇〇〇円に、四、五八二、七〇〇円を四、五九四、二〇〇円に、三、三三三、三〇〇円を三、三四一、四〇〇円に、三、〇八三、二〇〇円を三、〇九〇、九〇〇円に、二、七七八、三〇〇円を二、七八七、三〇〇円に、二、二七二、一〇〇円を二、二七七、八〇〇円に、一、一八五、七〇〇円を二、一九〇、二〇〇円に、一、〇四三、六〇〇円を二、一九〇、二〇〇円に、一、二〇〇円を二、一九〇、二〇〇円に、一、九八七、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、八二七、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、七〇三、一〇〇円を二、〇〇〇円に、一、五五二、七〇〇円を二、〇〇〇円に、一、三三三、九〇〇円を二、〇〇〇円に、一、三三七、四〇〇円を二、〇〇〇円に、一、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、二九八、五〇〇円を二、〇〇〇円に、一、四〇七、〇〇〇円を二、〇〇〇円に改める。

附則第十二条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、附則別表第八)を「附則別表第六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第二十七条中「附則第十三条第四項を「附則第十三条第二項に「百八十万九千円を「百八十一万四千円に、「百四十万七千円を「百四十二万二千円に改める。

附則第四十二条第四項中「法律第八十一号を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)に改める。

附則別表第一を次のように改める。

四六、一〇〇円を四、七五八、〇〇〇円に、四、五八二、七〇〇円を四、五九四、二〇〇円に、三、三三三、三〇〇円を三、三四一、四〇〇円に、二、七八〇、三〇〇円を二、七八七、三〇〇円に、一、六四〇、二〇〇円を一、六四六、八〇〇円に、一、一八五、七〇〇円を二、一九一、二〇〇円に、一、〇四三、六〇〇円を二、〇四八、七〇〇円に、一、九二九、一〇〇円を二、〇〇〇円に、一、八二七、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、七〇三、一〇〇円を二、〇〇〇円に、一、六五二、七〇〇円を二、〇〇〇円に、一、三三三、九〇〇円を二、〇〇〇円に、一、三三七、四〇〇円を二、〇〇〇円に、一、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、二九八、五〇〇円を二、〇〇〇円に、一、四〇七、〇〇〇円を二、〇〇〇円に改める。

附則第十二条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、附則別表第八)を「附則別表第六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第二十七条中「附則第十三条第四項を「附則第十三条第二項に「百八十万九千円を「百八十一万四千円に、「百四十万七千円を「百四十二万二千円に改める。

附則第四十二条第四項中「法律第八十一号を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)に改める。

附則別表第一を次のように改める。

四六、一〇〇円を四、七五八、〇〇〇円に、四、五八二、七〇〇円を四、五九四、二〇〇円に、三、三三三、三〇〇円を三、三四一、四〇〇円に、二、七八〇、三〇〇円を二、七八七、三〇〇円に、一、六四〇、二〇〇円を一、六四六、八〇〇円に、一、一八五、七〇〇円を二、一九一、二〇〇円に、一、〇四三、六〇〇円を二、〇四八、七〇〇円に、一、九二九、一〇〇円を二、〇〇〇円に、一、八二七、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、七〇三、一〇〇円を二、〇〇〇円に、一、六五二、七〇〇円を二、〇〇〇円に、一、三三三、九〇〇円を二、〇〇〇円に、一、三三七、四〇〇円を二、〇〇〇円に、一、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、二九八、五〇〇円を二、〇〇〇円に、一、四〇七、〇〇〇円を二、〇〇〇円に改める。

附則第十二条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、附則別表第八)を「附則別表第六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第二十七条中「附則第十三条第四項を「附則第十三条第二項に「百八十万九千円を「百八十一万四千円に、「百四十万七千円を「百四十二万二千円に改める。

附則第四十二条第四項中「法律第八十一号を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)に改める。

附則別表第一を次のように改める。

四六、一〇〇円を四、七五八、〇〇〇円に、四、五八二、七〇〇円を四、五九四、二〇〇円に、三、三三三、三〇〇円を三、三四一、四〇〇円に、二、七八〇、三〇〇円を二、七八七、三〇〇円に、一、六四〇、二〇〇円を一、六四六、八〇〇円に、一、一八五、七〇〇円を二、一九一、二〇〇円に、一、〇四三、六〇〇円を二、〇四八、七〇〇円に、一、九二九、一〇〇円を二、〇〇〇円に、一、八二七、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、七〇三、一〇〇円を二、〇〇〇円に、一、六五二、七〇〇円を二、〇〇〇円に、一、三三三、九〇〇円を二、〇〇〇円に、一、三三七、四〇〇円を二、〇〇〇円に、一、二〇〇円を二、〇〇〇円に、一、二九八、五〇〇円を二、〇〇〇円に、一、四〇七、〇〇〇円を二、〇〇〇円に改める。

附則第十二条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、附則別表第八)を「附則別表第六」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第二十七条中「附則第十三条第四項を「附則第十三条第二項に「百八十万九千円を「百八十一万四千円に、「百四十万七千円を「百四十二万二千円に改める。

附則第四十二条第四項中「法律第八十一号を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)に改める。

附則別表第一(附則第十三条關係)

階 級	仮 定 俸 給 年 額
大將	八、三三四、六〇〇円
中将	七、四三四、六〇〇円
少将	六、二九一、四〇〇円
大佐	五、五〇三、一〇〇円
中佐	五、一七〇、一〇〇円
少佐	四、一二六、七〇〇円
大尉	三、四三二、六〇〇円
中尉	二、七三五、二〇〇円
少尉	二、三九二、八〇〇円
准士官	二、一六一、〇〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、七五九、八〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、六五一、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、五九九、四〇〇円
兵	一、四五七、六〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、八四八、〇〇〇円」を「一、八五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六八二、〇〇〇円」を「一、六八六、〇〇〇円」に、「一、三四九、〇〇〇円」を「一、三五二、〇〇〇円」に、「一、〇八六、〇〇〇円」を「一、〇八九、〇〇〇円」に、「九五九、〇〇〇円」を「九六一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

仮 定 俸 給 年 額	金 額
三、四三二、六〇〇円	三、七三五、七〇〇円
二、七三五、二〇〇円	二、九三八、〇〇〇円
二、三九二、八〇〇円	二、六四六、八〇〇円
二、一六一、〇〇〇円	二、三九二、八〇〇円

附則別表第六の二から附則別表第八までを削る。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第二項」に、「百四十万七千円」を「百四十二万千円」に改める。

別表中「附則第十三条第四項」を「附則第十三条第二項」に改める。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成十一年四月分」を「平成十二年四月分」に改め、同項の表中「一、二九、九〇〇円」を「一、一三二、七〇〇円」に、「八四七、四〇〇円」を「八四九、五〇〇円」に、「六七七、九〇〇円」を「六七九、六〇〇円」に、「五六五、〇〇〇円」を「五六六、四〇〇円」に、「七九〇、〇〇〇円」を「七九二、〇〇〇円」に、「五九二、五〇〇円」を「五九四、〇〇〇円」に、「四七四、〇〇〇円」を「四七五、二〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「三九八、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「四、三五二、一〇〇円」を「四、三六三、〇〇〇円」に、「三、六二九、九〇〇円」を「三、六三九、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、〇〇七、

五〇〇円」に、「二、三七八、〇〇〇円」を「二、三八三、九〇〇円」に、「一、九三三、九〇〇円」を「一、九三八、七〇〇円」に、「一、五六七、二〇〇円」を「一、五七一、一〇〇円」に、「一、四二四、六〇〇円」を「一、四二八、二〇〇円」に、「一、二九六、六〇〇円」を「一、二九九、八〇〇円」に、「一、〇四二、五〇〇円」を「一、〇四五、一〇〇円」に、「八四二、五〇〇円」を「八四四、六〇〇円」に、「七四一、一〇〇円」を「七四三、〇〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「十三万九千七百円」を「十四万二千二百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十九万六千五百円」を「三十九万九千五百円」に、「二十九万七千四百円」を「二十九万九千六百円」に改め、同条第四項中「九万九千九百十円」を「九万三千九百十円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ)附則第十條第一項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」といふ)を除く)若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十條において「旧軍人」といふ)を除く)に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に

平成十二年三月九日 衆議院會議録第九号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

それぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則)その他恩給に関する法令を含む。附則第十条において同じ。)の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、平成十二年四月分以降、その年額(恩給法第六十五号第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成十二年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成十二年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五号第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成十二年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成十二年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)
第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。)附則第十四條第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十二年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成十二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によって算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十二年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則表第一の仮定俸給年額(改正後の法律第百五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律)の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十二条 平成十二年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額	仮定俸給年額
一、一四四、一〇〇円	一、一四七、〇〇〇円
一、一九四、八〇〇円	一、一九七、八〇〇円
一、二四六、九〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円
一、二九八、五〇〇円	一、三〇一、七〇〇円
一、三五二、二〇〇円	一、三五四、六〇〇円
一、三八三、九〇〇円	一、三八七、四〇〇円
一、四一六、八〇〇円	一、四二〇、三〇〇円
一、四五四、〇〇〇円	一、四五七、六〇〇円
一、五〇七、〇〇〇円	一、五一〇、八〇〇円
一、五五二、七〇〇円	一、五五六、六〇〇円
一、五九五、四〇〇円	一、五九九、四〇〇円
一、六四六、九〇〇円	一、六五一、〇〇〇円
一、六九八、九〇〇円	一、七〇三、一〇〇円
一、七五五、四〇〇円	一、七五九、八〇〇円
一、八一二、七〇〇円	一、八一七、二〇〇円
一、八八四、〇〇〇円	一、八八八、七〇〇円
一、九二九、一〇〇円	一、九三三、九〇〇円
一、九八七、〇〇〇円	一、九九二、〇〇〇円
二、〇四三、六〇〇円	二、〇四八、七〇〇円
二、一五五、六〇〇円	二、一六一、〇〇〇円
二、一八五、七〇〇円	二、一九一、二〇〇円
二、二七二、一〇〇円	二、二七七、八〇〇円
二、三八六、八〇〇円	二、三九二、八〇〇円
二、五一三、七〇〇円	二、五二〇、〇〇〇円
二、五七八、五〇〇円	二、五八四、九〇〇円
二、六四〇、二〇〇円	二、六四六、八〇〇円

二、七二八、四〇〇円	二、七三五、二〇〇円
二、七八〇、三〇〇円	二、七八七、三〇〇円
二、九三〇、七〇〇円	二、九三八、〇〇〇円
三、〇〇五、四〇〇円	三、〇二二、九〇〇円
三、〇八三、二〇〇円	三、〇九〇、九〇〇円
三、二二三、三〇〇円	三、二四一、四〇〇円
三、三八四、五〇〇円	三、三九三、〇〇〇円
三、四二四、〇〇〇円	三、四三二、六〇〇円
三、五四九、〇〇〇円	三、五五七、九〇〇円
三、七二六、四〇〇円	三、七三五、七〇〇円
三、九〇二、一〇〇円	三、九一、九〇〇円
四、〇二〇、六〇〇円	四、〇二〇、六〇〇円
四、一一六、四〇〇円	四、一二六、七〇〇円
四、三三一、二〇〇円	四、三四二、〇〇〇円
四、五四一、四〇〇円	四、五五二、八〇〇円
四、五八二、七〇〇円	四、五九四、二〇〇円
四、七四六、一〇〇円	四、七五八、〇〇〇円
四、九五二、二〇〇円	四、九六四、六〇〇円
五、一五七、二〇〇円	五、一七〇、一〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	五、三七四、二〇〇円
五、四八九、四〇〇円	五、五〇三、一〇〇円
五、六二六、三〇〇円	五、六四〇、四〇〇円
五、八九〇、二〇〇円	五、九〇四、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、八九〇、二〇〇円を超える場合においては、当該俸給年額を、仮定俸給年額とする。

平成十二年三月九日 衆議院會議録第九号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

理由
最近の經濟情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成十一年における公務員給与の改定、消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を〇・二五%引き上げるほか、遺族加算額等についても所要の改定を行つて

うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 仮定俸給の引上げ
恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成十二年四月分以降、〇・二五%引き上げること。ただし、六、一五七、〇〇〇円以上に係るものについては据え置くこととする。

2 普通恩給等の最低保障額の増額
普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成十二年四月分以降、〇・二五%引き上げること。さらに、實在職年六未滿の者に係る普通扶助料については、低額恩給改善の趣旨から千円の上積みを行い、それぞれ次表のとおり引き上げること。

(一) 普通恩給

区	分	現行年額(円)	改定年額(円)
長期在職者	六十五歳以上	一、二二九、九〇〇	一、一三三、七〇〇
	六十五歳未滿	八四七、四〇〇	八四九、五〇〇
短期在職者 (六十五歳以上の者並びに傷病者に限る)	實在職年六未滿	八四七、四〇〇	八四九、五〇〇
	實在職年六未滿	六七七、九〇〇	六七九、六〇〇
	實在職年六未滿	五六五、〇〇〇	五六六、四〇〇

(二) 普通扶助料

区	分	現行年額(円)	改定年額(円)
長期在職者	實在職年六未滿	七九〇、〇〇〇	七九二、〇〇〇
	實在職年六未滿	五九二、五〇〇	五九四、〇〇〇
短期在職者	實在職年六未滿	四七四、〇〇〇	四七五、二〇〇
	實在職年六未滿	三九六、〇〇〇	三九八、〇〇〇

3 公務関係扶助料の最低保障額の増額
公務扶助料、増加非公死扶助料及び特別扶助料の最低保障額を、平成十二年四月分以降、次表のとおり〇・二五%引き上げること。

4

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
公務扶助料	一、八〇九、〇〇〇 遺族加算を含む額 一、九四八、七〇〇	一、八一四、〇〇〇 遺族加算を含む額 一、九五六、二〇〇
増加非公死扶助料及び特例扶助料	一、四〇七、〇〇〇 遺族加算を含む額 一、五四六、七〇〇	一、四一〇、〇〇〇 遺族加算を含む額 一、五五三、二〇〇

4 傷病恩給の基本年額の増額
増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、平成十二年四月分以降、それぞれ次表のとおり〇・二五%引き上げること。
(一) 増加恩給

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
第一項症	五、七〇九、〇〇〇	五、七三三、〇〇〇
第二項症	四、七五七、〇〇〇	四、七六九、〇〇〇
第三項症	三、九一七、〇〇〇	三、九二七、〇〇〇
第四項症	三、一〇〇、〇〇〇	三、一〇八、〇〇〇
第五項症	二、五〇八、〇〇〇	二、五一四、〇〇〇
第六項症	二、〇二八、〇〇〇	二、〇三三、〇〇〇
第七項症	一、八四八、〇〇〇	一、八五三、〇〇〇

(二) 傷病年金

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
第一款症	一、六八二、〇〇〇	一、六八六、〇〇〇
第二款症	一、三四九、〇〇〇	一、三五二、〇〇〇
第三款症	一、〇八六、〇〇〇	一、〇八九、〇〇〇
第四款症	九五九、〇〇〇	九六一、〇〇〇

(三) 特例傷病恩給

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
第一項症	四、三五三、一〇〇	四、三六三、〇〇〇
第二項症	三、六二九、九〇〇	三、六三九、〇〇〇
第三項症	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇七、五〇〇
第四項症	二、三七八、〇〇〇	二、三八三、九〇〇

5

第五項症	一、九三三、九〇〇	一、九三八、七〇〇
第六項症	一、五六七、二〇〇	一、五七一、一〇〇
第一款症	一、四二四、六〇〇	一、四二八、二〇〇
第二款症	一、二九六、六〇〇	一、二九九、八〇〇
第三款症	一、〇四二、五〇〇	一、〇四五、一〇〇
第四款症	八四二、五〇〇	八四四、六〇〇
第五款症	七四一、一〇〇	七四三、〇〇〇

5 傷病者遺族特別年金の基本年額の増額
(一) 傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族に係る基本年額を、平成十二年四月分以降、〇・二五%引き上げるほか、低額恩給改善の趣旨から三千円の上積みを行うこと。

現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
三九六、五〇〇 遺族加算を含む額 四八八、四一〇	三九九、五〇〇 遺族加算を含む額 四九三、四一〇

(二) 第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族に係る基本年額を、次のとおり引き上げること。

現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
二九七、四〇〇 遺族加算を含む額 三八九、三一〇	二九九、六〇〇 遺族加算を含む額 三九三、五一〇

6

6 遺族加算の増額
公務関係扶助料及び傷病者遺族特別年金受給者に支給される遺族加算の年額を、平成十二年四月分以降、次表のとおり増額すること。

区 分	現 行 年 額(円)	改 定 年 額(円)
公務関係扶助料	一三九、七〇〇	一四一、二〇〇
傷病者遺族特別年金	九一、九一〇	九三、九一〇

7

7 短期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善
短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給の年額を計算する基礎となる仮定俸給年額を、平成十二年四月分以降、一号俸引き上げること。

8 施行期日

この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。

議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当

な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十二年度一般会計予算に約四十二億九千八百万円が計上されている。

平成十二年三月八日

内閣委員長 植竹 繁雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年二月十日
内閣総理大臣 小淵 恵三

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律

(大豆なたね交付金暫定措置法の一部改正)
第一条 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大豆交付金暫定措置法

第一条中「及びなたね及び又はなたねを削り、「行なう」を「行う」に改める。

第二条第一項中「次の各号」を「次に」に改め、「又はなたねを削り、「第四条」を「第四条第一項又は第二項」に、「調整販売計画等」を「同条第一項の調整販売計画等」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の交付金の金額は、生産者団体等ごと、次に、次項の規定により定められる交付金の単価に、大豆の生産者からその生産に係る大豆の売渡しの委託(当該委託を受けた大豆の集荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆

の売渡しの委託及び当該大豆につき順次行われる売渡しの委託を含む)を受けて農林水産省令で定める期間内に当該生産者団体等が販売した大豆(大豆の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するもの積立に要する費用を大豆の生産者が生産者団体等に支払う旨の定めがある契約に係るものに限る)の数量に相当する数

3 交付金の単価は、農林水産大臣が、販売することを主たる目的として大豆の生産を行っていることを認められる生産者の生産費その他の生産条件、大豆の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、大豆の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

第二条第四項中「基準価格及び第二項の農林水産大臣の定める数量を交付金の単価」に改め、「又はなたね生産」を削り、「大豆又はなたね」を「大豆」に改め、同条第五項中「基準価格、標準販売価格、第二項の最低標準額及び同項の農林水産大臣の定める数量を交付金の単価」に改め、同条第六項中「基準価格及び第二項の最低標準額」を「交付金の単価」に、「おおむね収穫期前の期間内」を「翌年産の大豆につき」に改め、同条に次の二項を加える。

7 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、交付金の単価を改定することができる。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定による交付金の単価の改定について準用する。この場合において、第六項中「毎年、翌年産の大豆につき、政令で定める期日までに定め」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

第三条を次のように改める。

第三条 次条第一項又は第二項の規定により同条第一項の調整販売計画等の承認を受けた生産者団体等が前条第二項の農林水産省令で定める期間内に販売した大豆の銘柄別の販売価格の平均額が、大豆の標準的な生産費として農林水産大臣が定める金額を超えるときは、同条第三項の規定にかかわらず、当該生産者団体等が販売した当該銘柄の大豆については、農林水産大臣の定めるところにより、その交付金の単価(同条第七項の規定により交付金の単価が改定された場合にあつては、その改定後の交付金の単価)を減額するものとする。

この場合において、同条第二項中「次項の規定により定められる」とあるのは、「次項及び次条第一項の規定により定められる銘柄別の」と、「販売した大豆」とあるのは、「販売した当該銘柄の大豆」と、「数量に相当する数」を乗じて得た」とあるのは、「数量に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した」とする。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の農林水産大臣が定める金額について準用する。第四条の見出し中「承認の下に」及び変更の勧告を加え、同条第一項中「又はなたねを削り、「第六条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「第八條第一項」を「次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による承認をした調整販売計画等が大豆の販売事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その調整販売計画等を変更すべきことを勧告することができる。

第五条を削る。

第六条第一項中「種類等別の基準価格」を「銘柄別の交付金の単価」に、「各種類等別」を「各銘柄別」に改め、「又はなたねを削り、同条第二項中「又はなたね」を削り、「種類等別の基準価格」を「銘柄別の交付金の単価」に、「各種類等

別」を「各銘柄別」に改め、同条を第五条とする。

第七條中「及びなたねを削り、同条を第六條とし、同条の次に次の一條を加える。
(報告及び検査)

第七條 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内産の大豆の生産者若しくは生産者団体等に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八條を次のように改める。
(罰則)

第八條 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。
(農産物価格安定法の一部改正)

第二条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の見出しを「(買入れ)」に改め、同条第一項中「甘しよ生切干、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉、なたね」を「かんしよ生切干、かんしよでん粉、ばれいしよでん粉」に、「売渡の申込」を「売渡しの申込み」に改める。

第四条の見出し中「甘しよ及び馬鈴しよ」を「かんしよ及びばれいしよ」に改め、同条中「売渡の申込を売渡しの申込み」に、「甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉をかんしよでん粉又はばれいしよでん粉に」、「甘しよ又は馬鈴しよ」をかんしよ又はばれいしよに、「売渡の対価」を売渡しの対価に、「基く」を「基づく」に改める。

第五条第一項中「買入の」を「買入れの」に、「左の各号」を次に、「はかり」を「諮り」に改め、同項第一号中「甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉をかんしよ生切干、かんしよでん粉又はばれいしよでん粉に」、「甘しよ又は馬鈴しよ」をかんしよ又はばれいしよに改め、同項第二号中「なたね又は」を「農業パリテイ指数に基き」を「農業パリテイ指数に基つき」に、「参しやくして」を「参酌して」に改める。

第八条第二項中「あつ旋」を「あつせん」に改める。
第八条の二の見出し中「甘しよ又は馬鈴しよ」をかんしよ又はばれいしよに改め、同条第一項中「甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉をかんしよ生切干、かんしよでん粉又はばれいしよでん粉に」、「甘しよ又は馬鈴しよ」をかんしよ又はばれいしよに改める。
第九条第一項中「甘しよ及び馬鈴しよ」をかんしよ及びばれいしよに、「本項」を「この項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の大豆交付金暫定措置法(以下「新法」という。)の規定は、平成十二年産の大豆から適用する。

2 平成十一年以前の生産に係る大豆及び平成十二年以前の生産に係るなたねに係る交付金の交付については、なお従前の例による。

第三条 平成十二年産の大豆に係る新法第二条第六項(新法第三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、新法第二条第六項中「毎年、翌年産の大豆につき、政令で定める期日までに」とあるのは、「平成十二年産の大豆につき、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律(平成十二年法律第...号)の施行後遅滞なく」とする。

(地方自治法の一部改正)
第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十一年法律第二二一)の項を削る。
三十二年法律第二二一)の項を削る。
(農林水産省設置法の一部改正)
第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
第四十六条第二項中「大豆なたね交付金暫定措置法」を「大豆交付金暫定措置法」に改める。

第六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第二十七条第三項第三号中「大豆なたね交付金暫定措置法」を「大豆交付金暫定措置法」に改める。

理由

需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、なたねの生産の状況にかんがみ、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の対象からなたねを除外する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、なたねの生産の状況にかんがみ、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の適用対象からなたねを除外する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 大豆なたね交付金暫定措置法の一部改正
(一) 本法の適用対象からなたねを除外することに伴い、法律の題名を大豆交付金暫定措置法に改めること。
(二) 交付金の単価の算定方式について、不足払い方式を見直し、事前に定める一定の単価により交付金を交付する方式とする。なお、ある銘柄につき販売価格が生産費水準を超えるときは単価を減額するほか、交付金の交付は価格低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金制度の対象としている大豆について行うこと。

2 農産物価格安定法の一部改正
本法の適用対象からなたねを除外すること。

3 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
(二) この法律による改正後の大豆交付金暫定措置法の規定は、平成十二年産の大豆から適用し、平成十一年以前の生産に係る大豆及び平成十二年以前の生産に係るなたねについては、なお従前の例によるものとする。

議案の可決理由
本案は、需要の動向に即した大豆の生産の確保を図るための措置等として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本法施行に要する経費
平成十二年度一般会計予算(農林水産省所管)に、大豆生産者団体等交付金として百五十四億二千九百三十万円が計上されている。
右報告する。
平成十二年三月八日
農林水産委員長 松岡 利勝
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)
大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、大豆の生産の増大と自給率の向上、農家所得の安定に万全を期すべきである。

記
一 新たな交付金制度の運用に当たっては、農業者が意欲を持って生産に取り組めるよう、大豆生産の美態等を十分勘案するとともに、その生産の増大と所得の安定に配慮すること。
また、水田における大豆の本格的生産、外国産大豆の輸入動向等にかんがみ、国産大豆の需給均衡を図るため、生産者団体における販売・生産体制の強化等の措置を講ずること。

二 大豆作経営安定対策の導入に当たっては、生産者の所得の変動の緩和に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。

三 国産大豆の優位性を維持していくため、実需者との連携による高品質多収品種の育成・普及、主産地の形成に資する機械・施設の整備、

大豆の安定生産に資する栽培技術の高位平準化及び農業生産基盤の整備等を積極的に推進すること。

四 なたねを交付金制度の対象から除外するに当たっては、産地の実態に即した国産なたねの生産の振興を図られるよう措置すること。

五 遺伝子組換えに係る輸入大豆、なたねが国内に流通していることにかんがみ、その安全性の確保を図ることはもとより、新しい品質表示制度の運用に際しては、消費者の意向に十分配慮して対処すること。

六 原料大豆に係る国産使用表示の確な実施を通じて消費者の選択に資するため、新たな品質表示基準を周知徹底するとともに、国産大豆利用促進に向けた関係団体の主体的な取組を助長すること。

七 WTO農業交渉に当たっては、大豆生産の増大を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障、多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成十二年一月四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「平成十一年度」を「平成二十一年度」に改める。

平成十二年三月九日 衆議院会議録第九号

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

附則 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理由

明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、引き続き、明日香村が行う生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業に対する国の負担又は補助の割合の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の円滑な推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 明日香村整備計画に基づいて、明日香村が国又は奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例措置を、平成二十一年度まで延長するものとする。
2 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

議案の可決理由

本案は、明日香村整備計画の円滑な推進を図るための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十二年三月八日

建設委員長 大口 善徳
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 明日香村整備基金が明日香村の歴史的風土の保存に当たり、住民の理解と協力を求める上で重要な役割を果たしていることにかんがみ、住民生活の安定向上等のため行われる事業が今後とも着実に実施できるよう配慮すること。
二 農林業が明日香村における歴史的風土の保存に果たす役割の重要性にかんがみ、農林業従事者の確保・育成に努めるとともに、その振興に配慮すること。

三 明日香村の埋蔵文化財については、計画的な発掘調査を進めるとともに、我が国の歴史に対する国民の認識が一層深まるよう、その保存、活用に努めること。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成十二年一月四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律

国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年」に改める。

附則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(施行期日)

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

2 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第百三十八條の次に次の一条を加える。(国土調査促進特別措置法の一部改正)

第百三十八條之二 国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第六項に後段として次のように加える。
この場合において、第一項、第四項及び前項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第一項中「土地政策審議会」とあるのは「国土審議会」と読み替えるものとする。

理由

国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、新たに平成二十二年を初年度とする国土調査事業十箇年計画を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、新たに平成二十二年を初年度とする国土調査事業十箇年計画を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣は、新たに平成二十二年を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。
2 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

議案の可決理由

本案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施

平成十二年三月九日 衆議院會議録第九号

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

施の促進を図るための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度一般会計予算(国土庁及び国土交通省所管)に百四十五億五千五百五十九万八千円が計上されている。

平成十二年三月八日

建設委員長 大口 善徳

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 国土調査の実施に当たっては、国土の全域にわたり均衡のとれた進捗が図られるよう、立ち遅れている都市部における地籍調査事業の積極的な推進に努めること。

二 地方公共団体における国土調査の実施体制の拡充を図るとともに、所要の予算の確保に努めること。

三 民間の専門技術者を活用した一筆地調査を行うに当たっては、土地所有者等との信頼関係が確保されるよう地方公共団体に対する指導に万全を期すこと。

四 一筆地調査における立会手続の弾力化については、立会を得られなかった土地所有者等が不利益をこうむることのないよう、十分留意すること。

五 国土調査の重要性にかんがみ、国民の一層の理解を深めるため、国土調査の必要性についてあらゆる方法を通じて広く周知するよう努めること。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年二月四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理由

賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議案の目的及び要旨
本案は、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について

政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、平成十八年三月三十一日(同日において現に賃貸住宅を建設するために宅地造成に関する工事が行われている土地に建設される賃貸住宅に係る融資については、平成二十年三月三十一日)まで延長するものとする。

2 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

議案の可決理由

本案は、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本案施行に要する経費

平成十二年度一般会計予算(建設省及び国土交通省所管)に五十八億九千五百万円が計上されている。

平成十二年三月八日

建設委員長 大口 善徳

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 市街化区域農地の宅地化の推進に当たっては、農地所有者の意向や地域の住宅事情の動向を適切に把握し、世帯向けの良質な賃貸住宅が適正な家賃で供給できるよう積極的に努めること。

二 市街化区域農地の一体的かつ計画的な宅地化

を図るため、土地区画整理事業の推進、地区計画策定の推進等に積極的に努めること。

三 職住近接の住宅宅地供給を効果的に促進するため、居住環境の改善に関連して必要となる公共施設、生活関連施設等の整備を積極的に推進すること。

四 良好な居住環境を備えた住宅市街地の整備を図るため、地方公共団体、農業協同組合等が農地所有者に対して適切な助言を行えるよう積極的な指導を行うこと。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年二月四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「不動産取得税及び」を削り、同条中「当該賃貸住宅の取得に係る不動産取得税並びに」を削る。

附則第二條中「平成十二年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第一千九十八条のうち、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法第七条の改正規定中「第七条」を「第三条及び第七条」に改める。

理由

特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われるべき措置の適用期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定市街化区域農地の所有者が市に対して土地区画整理事業の施行の要請をすることができる期限及び特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して賃貸住宅又は分譲住宅を建設する場合等における住宅金融公庫の貸付けの特例(貸付金利の軽減)を適用する期限を、平成十八年三月三十一日まで延長するものとする。

2 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

平成十二年三月八日

建設委員長 大口 善徳

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 市街化区域農地の宅地化の推進に当たっては、農地所有者の意向や地域の住宅事情の動向を適切に把握し、世帯向けの良質な賃貸住宅が適正な家賃で供給できるよう積極的に努めること。

二 市街化区域農地の一体的かつ計画的な宅地化を図るため、土地区画整理事業の推進、地区計画策定の推進等に積極的に努めること。

三 職住近接の住宅宅地供給を効果的に促進するため、居住環境の改善に関連して必要となる公共施設、生活関連施設等の整備を積極的に推進すること。

四 良好な居住環境を備えた住宅市街地の整備を図るため、地方公共団体、農業協同組合等が農地所有者に対して適切な助言を行えるよう積極的な指導を行うこと。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京下町一丁目
二番四号
大蔵省印刷局
港区虎ノ門二丁目

電 話

08
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号一部
一〇五円